

平成27年（行ウ）第238号、第381号 南相馬避難解除取消等請求事件

原告 菅野秀一 外807名

被告 国（処分行政庁：原子力災害現地対策本部）

意見陳述要旨

平成27年9月28日

東京地方裁判所民事部第38部A1係 御中

住所

氏名

福島県南相馬市原町区高倉地区に住んでいる菅野秀一と申します。自宅は、平成23年3月11日の東日本大震災をキッカケとして爆発事故や放射能漏れを起こしました、東京電力福島第一原子力発電所から約25キロメートルの所に位置します。

私は、地区長として高倉地区74世帯の住民のお世話をしていますが、前代未聞の放射能に汚染された地域で、果たして地区長としての責任を全うしているのか悩む毎日を過ごしております。といたしますのは、チェルノブイリ原発事故では、まもなく30年近くを経過しますが、未だに30キロメートル圏内は立ち入り禁止区域だからです。

また私は、南相馬市特定避難勧奨地点地区災害対策協議会の会長として、特定避難勧奨地点がありました、南相馬市原町区の片倉・馬場・押釜・高倉・大谷・大原、南相馬市鹿島区の檜原・上柘窪の各地区長の取りまとめをしてきました。南相馬市・福島県・国の機関などに対して数々の要請をしてきましたが、その内容については、ほ

とんど受け入れられることなく、ずっと放射能から住民を守りきれずにおりました。

特定避難勧奨地点は、原発事故での放射能被害により避難の指示がありました警戒区域や計画的避難区域の外側で、事故発生後の1年間で積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される世帯について国が避難の勧奨をしたものですが、その国が実施する放射線量の測定方法などについてズサンさが横行し、結果として住民分断を招いてきました。この測定方法の詳細については、後日改めて代理人の弁護士さんたちから説明があると思いますので、ここでは省略いたします。

特定避難勧奨地点の指定世帯には、東京電力による精神的賠償があり、仮設住宅の入居に優先権がありました。しかし、非指定世帯が安全だということではなく、非指定世帯は自主避難ということで不便な場所の仮設住宅であっても入居の申請をしました。また、裁判外紛争解決手続き（ADR）を通して、非指定世帯についても指定世帯と同等の精神的賠償が認められましたが、このような住民分断の解消に取り組んできました。結果として、8地区が一丸となって、子どもも含めた年間20ミリシーベルトというあまりにも高い基準での特定避難勧奨地点の解除に異議を唱えるに至りました。

しかし国は、平成26年12月28日に住民の意向をまったく無視して指定解除を強行しました。私は、原告団長として、地域全体の実態を述べなければならないのですが、8つの地域の長さは10数キロメートルにも及びあまりにも広範ですので、自分が地区長の高倉地区について実情を述べさせていただきます。その他の地区の実情については、後日改めて各地区長からの意見陳述があると思います。

国による年間20ミリシーベルト基準での特定避難勧奨地点の無謀な解除問題以前に、地域の実情がどうなっているのかをご説明申し上げます。まず、放射能による被ばくの影響はよくわかりません。国は、「年間20ミリシーベルト以下での健康被害は考えにくい」としていますが、福島県内での小児甲状腺がんが多発しております。また、チェルノブイリ原発事故における低線量下の健康影響の報告もあります。これらのことを考えると、子育て世帯が避難をするのは当然のことだと思われ、私が避難

を止めることや避難先からの帰還を勧めることはありえないことだと考えています。

高倉地区では、特定避難勧奨地点が解除されても、若い人は誰一人戻ってきません。子どもは一人もいません。若い世帯が戻らないのは、宅地の除染が済んでも、生活圏には無数のマイクロホットスポットがあることを知っているからです。除染でも放射線量は3割程度しか下がらず、そこで子育てをすることは無理だと考えているからです。約6割の高齢者は帰ってきましたが、いま住んでいるのは70歳を超えた人たちばかりです。人がいないので、コミュニティは完全に崩壊しています。若妻会、子供を守る会、消防団、婦人会、老人会は全て解散しています。学区内の小学校や中学校は何とか開校しておりますが、幼稚園は閉鎖されたままです。市街地に目を向けると、総合病院は隣町に移転しました。スーパーや小児科病院が閉鎖されたままです。職員不足で老人福祉施設が縮小されました。わずかに賑わっているのは除染作業員が立ち寄るコンビニや宿泊業などです。

体の不調を訴える人たちもいます。放射能で汚染された田畑で作物を作れない、人がいなくてお祭りができないことなどが原因かもしれませんが、免疫力の低下によって、原爆ブラブラ病のように、とにかく疲れる、いくら寝ても寝た気がしない、目がかすんだりしょぼしょぼする、鼻血、うつ病などの症状をよく耳にします。平和な山里の暮らしが一変し、身の回りの健康被害がこの先ずっと続くのかと思うとすごく不安になります。生態系の異常も目にします。モリアオガエルの個体数が激減しています。原発事故以前と比べると鳥類や昆虫類も少なくなっています。かたや、イノシシ・サル・タヌキ・ハクビシンなどの野生動物にとっては楽園となっています。これらは、放射能の影響とはいい難いかもしれませんが、環境の変化は肌で感じ取ることができます。現在調査中の土壌の汚染が深刻なようです。今後は、西側に隣接し全村避難中の飯舘村からの放射能が再浮遊し、偏西風による地域再汚染も懸念しています。

このようなことから、年間20ミリシーベルト基準で特定避難勧奨地点を解除するという愚行は承服することができません。年間20ミリシーベルトというのは放射線業務従事者の基準であり、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告による公衆の被ば

く限度の世界基準は年間1ミリシーベルトで、国内法でもこれを取り入れてきました。日本が法治国家であるのなら、この基準を厳守すべきであり、住民の生存権を最大限に考えるべきです。この夏、広島原爆投下70年式典に足を運びました。そこで、70年後のいまも原爆症の認定を求めている方にお会いしました。低線量被ばくの環境に身を委ねることを半ば強要されている私たちの子どもや孫が、70年後に同じことを繰り返さなければならないような禍根を残すべきではないと考えています。経済性を優先して放射能汚染の被害者を切り捨てることがあってはならないと、司法が判断されることを切に望みます。原発事故対応の悪しき先例を世界の基準として残さないためにも、避難の放射線量基準は年間1ミリシーベルトとすべきです。

以上